

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成31年2月5日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

本件は、地域維持型建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式の事後確認型総合評価一般競争入札並びに低入札価格調査制度における失格基準価格の設定及びランダム係数の適用除外の試行実施であり、下記の工事について、契約しようとするものである。

### (1) 工事名称

（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（左京土木事務所）

### (2) 工事場所

左京土木事務所管内

### (3) 工事概要

舗装打換え工，埋戻し，オーバーレイ工，舗装版切断工，アスカーブ設置工，インターロッキングブロック工，切削工，街渠板工，L型街渠工，歩車道境界工，地先境界ブロック工，雨水柵工，特殊ブロック工，L型街渠現場打工，現場打側溝蓋工，カラー路面標示工，区画線工，崩土撤去工，夜間休日応急処理業務，一式

### (4) 工種，予定数量及び予定単価

工種，予定数量及び予定単価一覧表（別表）に記載のとおり。

なお，この契約は単価契約であり，予定数量はあくまで予定であって，本件契約に係る実際の施工数量と一致するものではない。

### (5) 工期

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### (6) 支払条件

単価契約は，月毎の出来高払とする。

緊急工事は，完成払とする。

### (7) 本件工事は，共同企業体による共同施工方式とする。

## 2 本件入札に関する問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

## 3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として、次に掲げる条件を全て満たしていること。

### (1) 構成員の資格要件

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者であつて、同日（ク及びケにあつては、公告の日から開札の日までの間）において次に掲げる全ての条件を満たす者。

ア 代表者となる構成員は、建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けていること。

なお、構成員全員が上記の資格を有している場合は、構成員において決定された者を代表者とする。

イ 構成員の一者は、平成28年度以前から本市内に本店を有し、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なもの。以下同じ）における「土木一式」の総合評定値が850点以上であり、かつ「土木一式」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

ウ イ以外の構成員は、平成28年度以前から本市内に本店を有し、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「ほ装」の総合評定値が800点以上であり、かつ「ほ装」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

エ 緊急時の応急処理工事等で対応連絡がなされてから、概ね30分以内に構成員の2名以上の者で現地状況を確認できる技術者を配置できること。当該技術者は、現地の安全確保ができ、かつ工法検討できる技術者であること。

また、現地状況を確認後、速やかに応急作業に着手できる資機材の手配及び作業員の確保が可能であること。

オ 全ての構成員の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ開札日において引続き3箇月以上の雇用関係がある当該工事種目に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者であること。

なお、土木工事業の許可を有する構成員は、これらの技術者のいずれかが、契約工期において専任で本契約に係る現場を統括できること。当該技術者は、随時変更することができるものとする。

また、工事の施工に当たっては、建設業法に基づき、これらの技術者を配置することができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員が当該工事種目に係る監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、他の構成員の技術者の配置を要しないものとする。

カ 構成員は、4(2)の入札に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

キ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

ク 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ケ 以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した「土木工事」及び「舗装工事」の種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合。

(イ) 契約課が実施中の落札決定に至っていない「土木工事」及び「舗装工事」の種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

コ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合

は、そのうちの一者しか本件入札に参加できない。

(7) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- b 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合。
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

上記(7)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合。

(2) 結成方法

2者による自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、25パーセントとする。ただし、工事内容の規模、又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員及び本市の承認により出資の割合を変更することができるものとする。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日以前の日とすること。

#### 4 入札方法等

(1) 本件入札は、総合評価方式（簡易型）により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、当該工事に係る「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

(2) 本市が発注する下記の入札案件において、同時に2件の参加申請を行うことができるものとする。ただし、3件以上の参加申請を行った場合は、該当する全ての入札を無効とする。

また、開札は落札者決定基準に定める順番で行うこととし、落札者となった者は、以降の入札を無効とする。

- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（左京土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（東部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（南部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（西部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（京北・左京山間部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（西京土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（伏見土木事務所）

所) (2件一括)

(3) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

なお、共同企業体の代表者となる構成員のカードで行うこと。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。)の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

(4) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(9)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること(この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていない。)

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を入手し、(5)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を入手し  
(この場合、複写承認書を入手できる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。)、  
(5)により設計図書を購入すること。

- (5) 上記(4)ア後段及び(4)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(4)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503 花柳ビル1F

(電話075-231-1177)

想定販売金額 6,480円(A4コピー324枚)

- (6) 入札を行う者は、工種ごとの一件当たりの設定単価(以下「設定単価」という。)、当該設定単価に予定数量を乗じた工種ごとの金額(以下「価格」という。)及び価格の合計金額(以下「総価」という。)を記載した単価表(以下「単価表」という。)を作成しなければならない。ただし、単価表の様式は本市の指定様式とする。

- (7) 入札金額は、総価の額を入力すること。

- (8) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

- (9) 入札期間

平成31年2月27日(水)、28日(木)及び3月1日(金)の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

- (10) 予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格

予定価格(総価) 35,173,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

低入札調査基準価格及び失格基準価格については、落札者を決定した日に公表する。

なお、低入札調査基準価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数(ランダム係数)を乗じないものとする(試行)。

また、失格基準価格は、低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額とする(試行)。

(11) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）（入札者がインターネット利用者の場合には、登録印を省略できる。）

イ 共同企業体の構成員全ての建設業法に基づく許可通知書又は証明書の写し

ウ 共同企業体の構成員全ての直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

なお、3(1)キの雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

エ 配置予定技術者名簿（用紙交付）

3(1)エに示す条件を満たしている者を2名以上含む、3(1)オに示す技術者を記載すること。監理技術者にあつては、その者の監理技術者資格者証（表面及び裏面）の写し及び監理技術者講習修了証の表面の写し（ただし、監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴の記載がある場合は不要。）を添付し（いずれも開札日において有効なものに限る。）、また、主任技術者にあつては、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写し等を添付すること。ただし、京都市競争入札参加資格確認・格付申請書類提出期間（郵送：平成30年11月1日～9日、持参：平成30年11月14日～16日）に本市に提出した技術者経歴書に記載された技術者である場合には資格を証明する書類等の写しの添付を不要とする。

なお、実際に工事現場へ配置する技術者は当該名簿に記載された者の中から選任することとするが、申請書提出日以降に雇用した技術者については、3(1)オの資格を有している場合に限り配置できることとする。

オ 入札参加資格要件根拠資料（用紙交付）

エに記載した技術者の内、3(1)エに示す条件を満たす2名以上の者について、自宅から土木事務所までの所要時間が30分以内であることが確認できる経路、距離及び所要時間を記載すること。所要時間の算出方法は、次のとおりとする。

所要時間（分）＝距離（キロメートル）÷30（キロメートル毎時）×60



(分)

カ 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

キ 地域維持型建設共同企業体協定書（甲）の写し

国土交通省が示す様式で、本公告の日現在において最新のものとする。

ク 単価表（用紙交付）

単価表に記載する設定単価は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額とし、必ず「整数」とすること。

(12) 一般競争入札参加資格確認申請書，配置予定技術者名簿，入札参加資格要件根拠資料，地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書，単価表及び総合評価に係る技術資料提出書の交付

本件入札の公告日から入札期間終了まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて一般競争入札参加資格確認申請書，配置予定技術者名簿，入札参加資格要件根拠資料，地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書，単価表及び総合評価に係る技術資料提出書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、公告閲覧専用端末機による交付期間及び交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除き、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(13) 入札参加資格確認申請書等は次の方法により提出すること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード，エクセル（Office2013 で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader DC で扱えること。）にして添付すること。（添付できるデータは1ファイルのみであるので、入札参加資格確認申請書等を一つのファイルにして添付すること。）

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入，封かんし，封筒表面には入札番号，工事名及び工事場所のみを記載して，入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出

ポスト」に投函すること。

(14) 技術資料の提出

総合評価に係る技術資料については、5(1)に記載のとおり提出すること。

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

必要事項等について記載漏れのないよう留意したうえで、技術資料を封入、封かんし、封筒表面には、入札番号、工事名及び工事場所のみを記載すること。

なお、4(2)の入札案件において、同時に2件の参加申請を行う場合であっても、提出する技術資料は1部のみとする。ただし、この場合、封筒表面には参加申請を行う2件とも入札番号、工事名及び工事場所を記載すること。

ア 提出期間

4(9)に記載する入札期間

イ 提出場所

2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札を無効とする。

(3) 技術資料の評価

入札期間終了後、開札予定日までの間に、落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

6 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成31年3月11日（月）午前9時

落札者の決定は翌開庁日以降となるため、当日中の本件入札に関する問合せ（来庁及び電話とも）は一切禁止する。

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、技術資料の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者に

ついて、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、その者の次に評価値が高い者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

予定価格の範囲内で入札を行い、最も高い評価値を得た者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に評価値が高い者を落札者とすることがある。

また、最も高い評価値を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(4) 低入札価格調査資料の提出

4(2)に記載の入札案件を順に開札する際に、評価値の最も高い者が低入札調査基準価格を下回る価格で応札した入札案件があった場合には、当該入札案件以降に開札を行う入札案件において、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、価格及び評価値の順位にかかわらず、低入札価格調査制度における必要書類（契約課ホームページに記載の「提出すべき調査関係書類」のうち「2 積算内訳書」「4 当該工事の工程表」を除く。）を平成31年3月13日（水）午後5時までに、2の場所まで持参し提出しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限りでない。

(5) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、次の特別措置を講じる。

ア 契約の日から起算して1年間、契約課が実施する「土木工事」及び「舗装工事」の種目の全ての入札（共同企業体による入札を含む。）には参加できないものとする。

イ 土木工事業の許可を有する構成員の専任で本契約に係る現場を統括する技術者については、本来の配置予定技術者に加えて、常勤の自社社員であり、かつ開札

日において引続き 3 箇月以上の雇用関係がある土木工事種目に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を補助技術者として専任で 1 名追加配置するものとする。

なお、当該補助技術者の配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

(6) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあつては名称）及び落札金額等を、落札者を決定した日の翌開庁日の午後 1 時から契約課のホームページにおいて公表し、併せて 2 の場所で閲覧に供する。

(7) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌日から起算して 2 日後（日数の計算に当たっては、休日を除く。）の午後 5 時までに、その旨を記載した書面を 2 の場所まで持参し、提出すること。

7 契約の締結

契約の締結は、単価による契約とする。契約単価は、予定単価に落札率（落札者が提出した単価表に記載した総価の額を予定価格で除した値）を乗じた額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に 100 分の 8 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

なお、消費税法の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする変更手続を行う。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9 入札の無効

規則第 6 条の 2 各号に該当する入札は無効とする。

10 予算不成立の場合の無効

本件契約に係る予算については、落札決定の日において、まだ成立していないため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、予算について議会の議決があった後に本契約を締結するものとする。

なお、予算について議会の議決がなかった場合は、本公告は無効とし、当該仮契約は解除する。この場合において、本件入札のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、その費用を本市に請求することはできない。

## 11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本公告に関する問合せ先 2の問合せ先に同じ。
- (5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。
- (6) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
- (7) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。
- (8) 落札者となった者が契約を締結しない場合（(6)の誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (9) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(総合評価) (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (左京土木事務所)

工種, 予定数量及び予定単価一覧表

(単位:円)

分類	工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(3)	01 舗装打換え工As-25・B-3 (昼間)	人力/車道	80	m <sup>2</sup>	36,400	2,912,000
(3)	02 舗装打換え工As-25・B-3 (夜間)	人力/車道	40	m <sup>2</sup>	46,842	1,873,680
(3)	07 舗装打換え工As-17・B-3 (昼間)	人力/車道	20	m <sup>2</sup>	26,470	529,400
(3)	08 舗装打換え工As-17・B-3 (夜間)	人力/車道	10	m <sup>2</sup>	34,074	340,740
(3)	09 舗装打換え工As-9・B-3 (昼間)	人力/車道	120	m <sup>2</sup>	16,727	2,007,240
(3)	10 舗装打換え工As-9・B-3 (夜間)	人力/車道	50	m <sup>2</sup>	21,395	1,069,750
(3)	11 舗装打換え工As-5・B-3 (昼間)	人力/車道	20	m <sup>2</sup>	10,454	209,080
(3)	12 舗装打換え工As-7・B-3 (昼間)	人力/歩道	10	m <sup>2</sup>	14,375	143,750
(3)	14 舗装打換え工As-5・B-3 (昼間)	人力/歩道	10	m <sup>2</sup>	10,222	102,220
(3)	16 舗装打換え工As-4・B-3 (昼間)	人力/歩道	10	m <sup>2</sup>	9,108	91,080
(3)	20 (空洞) 埋戻しRM30 (昼間)	小規模	10	m <sup>3</sup>	14,603	146,030
(3)	21 (空洞) 埋戻しRM30 (夜間)	小規模	10	m <sup>3</sup>	18,958	189,580
(3)	22 オーバーレイ工As-5 (昼間)	人力/車道	500	m <sup>2</sup>	6,388	3,194,000
(3)	23 オーバーレイ工As-5 (夜間)	人力/車道	80	m <sup>2</sup>	8,070	645,600
(3)	24 オーバーレイ工As (改質Ⅱ) -5 (昼間)	人力/車道	60	m <sup>2</sup>	6,969	418,140
(3)	25 オーバーレイ工As (改質Ⅱ) -5 (夜間)	人力/車道	50	m <sup>2</sup>	8,679	433,950
(3)	28 オーバーレイ工As-3 (昼間)	人力/車道	500	m <sup>2</sup>	4,972	2,486,000
(3)	29 オーバーレイ工As-3 (夜間)	人力/車道	110	m <sup>2</sup>	6,571	722,810
(3)	30 オーバーレイ工As-3	人力/歩道	20	m <sup>2</sup>	4,693	93,860
(3)	31 舗装版切断工 15cm以下 (昼間)	t ≤ 15 cm	100	m	1,518	151,800
(3)	32 舗装版切断工 15cm以下 (夜間)	t ≤ 15 cm	40	m	1,957	78,280
(3)	33 舗装版切断工 30cm以下 (昼間)	15 cm < t ≤ 30 cm	80	m	3,817	305,360
(3)	34 舗装版切断工 30cm以下 (夜間)	15 cm < t ≤ 30 cm	20	m	4,646	92,920

別 表

分類	工 種	規 格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(3)	4 1 アスカーブ設置工	人力/車道	20	m	2,939	58,780
(3)	4 3 インターロッキングブロック工 (一般部)	人力/歩道	60	m <sup>2</sup>	10,952	657,120
(3)	4 4 インターロッキングブロック工 (乗入部)	人力/歩道	30	m <sup>2</sup>	10,952	328,560
(3)	4 7 切削工 5 cm以下 (昼間)	全面 t ≤ 5 cm	100	m <sup>2</sup>	2,377	237,700
(3)	4 8 切削工 5 cm以下 (夜間)	全面 t ≤ 5 cm	60	m <sup>2</sup>	3,250	195,000
(3)	4 9 切削工 3 cm以下 (昼間)	帯状 t ≤ 3 cm	40	m <sup>2</sup>	1,608	64,320
(3)	5 0 切削工 3 cm以下 (夜間)	帯状 t ≤ 3 cm	10	m <sup>2</sup>	2,169	21,690
(3)	5 1 街渠板工 (Ⅱ型)	Ⅱ型	40	m	21,666	866,640
(3)	5 3 L型街渠工 (京都市型1号)	市型1号	20	m	25,555	511,100
(3)	5 4 L型街渠工 (京都市型2号)	市型2号	120	m	22,195	2,663,400
(3)	5 5 L型街渠工 (京都市型3号)	市型3号	30	m	19,166	574,980
(3)	5 6 歩車道境界工 (A種一般部)	A-Ⅱ	10	m	15,593	155,930
(3)	5 7 歩車道境界工 (A種乗入部)	A-Ⅱ	10	m	14,375	143,750
(3)	5 8 歩車道境界工 (B種一般部)	B-Ⅱ	10	m	19,782	197,820
(3)	5 9 歩車道境界工 (B種乗入部)	B-Ⅱ	10	m	16,428	164,280
(3)	6 0 地先境界ブロック工	J I S B	5	m	15,862	79,310
(3)	6 2 雨水柵工	2号	10	箇所	30,666	306,660
(3)	6 5 特殊ブロック工	点状・線状	10	m <sup>2</sup>	28,125	281,250
(3)	6 7 L型街渠現場打工 (京都市型2号)	市型2号	50	m	45,500	2,275,000
(3)	6 8 現場打側溝蓋工 (内幅 W=300)	内幅 W=300	30	m	21,428	642,840
(3)	6 9 現場打側溝蓋工 (内幅 W=400)	内幅 W=400	30	m	25,555	766,650
(3)	7 0 現場打側溝蓋工 (内幅 W=500) 10t 未満	内幅 W=500	30	m	35,384	1,061,520
(3)	7 2 カラー路面標示工	W=20cm	10	m	2,044	20,440
(4)	7 3 区画線工 実線, W=15cm	昼間, 標準舗装	500	m	814	407,000
(4)	7 5 区画線工 実線, W=30cm	昼間, 標準舗装	100	m	1,437	143,700
(4)	7 7 区画線工 実線, W=45cm	昼間, 標準舗装	100	m	1,877	187,700

## 別表

分類	工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(4)	7 9 区画線工 ゼブラ, W=15cm	昼間, 標準舗装	100	m	901	90,100
(4)	8 1 区画線工 ゼブラ, W=30cm	昼間, 標準舗装	10	m	1,586	15,860
(4)	8 3 区画線工 ゼブラ, W=45cm	昼間, 標準舗装	10	m	2,068	20,680
(4)	8 5 区画線工 破線, W=15cm	昼間, 標準舗装	55	m	867	47,685
(3)	9 1 区画線工 矢印・文字・記号, 15cm換算	昼間, 標準舗装	300	m	1,857	557,100
(3)	9 4 崩土撤去工	小規模土工	25	m <sup>3</sup>	15,689	392,225
(1)	9 8 夜間休日応急処理業務		40	回	70,000	2,800,000

## 【内訳】

分類	価格(税抜)	端数処理
(1) 土木事業所費 (委託料)	2,800,000	2,800,000
(2) 道路維持補修費 (役務費)	0	0
(3) 道路維持補修費 (工事請負費)	31,461,335	31,461,000
(4) 交通安全施設整備費 (工事請負費)	912,725	912,000
予定価格 (円) (税抜)		35,173,000

(行財政局財政部契約課)